

平成29年度
「AI システム共同開発支援事業」
(平成29年度補正予算)

公募要領

受付期間:平成30年3月6日(火)～平成30年4月4日(水)正午必着

【ご注意】

1. 本事業は、平成29年度の政府補正予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容の変更や中止等が生じる場合があります。
2. 本事業への応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請と、NEDOへの提案書類(電子ファイル)の提出が必要です。
3. e-Rad のシステムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度要するとのことですので、提案を予定されている方はお早めにご登録願います。
4. 持参や郵送での提案書類等の受付は致しません。Web フォームから提出してください。

平成30年3月
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部

目次

1. 件名	- 1 -
2. 事業概要	- 1 -
(1) 背景及び目的	- 1 -
(2) 事業内容	- 2 -
(3) 事業期間	- 2 -
(4) 事業規模	- 2 -
(5) 事業スキーム図	- 2 -
(6) 交付規程について	- 2 -
3. 応募要件	- 3 -
(1) 助成対象事業者の要件	- 3 -
(2) 助成対象費用	- 4 -
(3) 助成率及び助成金の額	- 4 -
(4) 助成対象事業	- 4 -
(5) 共同開発等を行う事業会社の要件	- 4 -
4. 提出期限及び提出先	- 6 -
(1) 提出期限	- 6 -
(2) 提出先	- 6 -
5. 応募方法	- 6 -
(1) 提案書類の様式の入手	- 6 -
(2) 提案書類	- 6 -
(3) 応募に関する注意	- 6 -
(4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録	- 6 -
(5) 応募に関する問い合わせ先	- 8 -
(6) 公募説明会	- 8 -
6. 公募開始から交付決定までのプロセス	- 8 -
(1) 応募	- 8 -
(2) 1次審査～2次審査	- 8 -
(3) 2次審査後～採択～交付	- 10 -
7. 助成先の選定について	- 10 -
(1) 審査の方法について	- 10 -
(2) 審査内容	- 10 -
8. 助成事業の詳細	- 11 -
(1) 助成対象費用	- 11 -
(2) 交付決定から助成金の交付までのステップ	- 13 -
(3) 採択決定等の取り消し	- 13 -
(4) 取得財産の管理	- 13 -
(5) 「国民との科学・技術対話」への対応	- 14 -
(6) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて	- 14 -
(7) 事業期間終了後について	- 15 -
9. 禁止事項及び不正防止について	- 15 -
(1) 本事業内の重複申請	- 15 -
(2) 重複助成の排除	- 15 -
(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	- 16 -
(4) 研究活動の不正行為への対応	- 17 -
(5) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口	- 18 -
10. 留意事項	- 18 -
(1) 技術レベルの優れたAIベンチャーの公開	- 18 -
(2) 応募情報の管理	- 19 -
(3) 主任研究者について	- 19 -
(4) 秘密の保持	- 19 -
(5) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	- 20 -
(6) 優遇措置	- 20 -

平成29年度「AI システム共同開発支援事業」

(平成 29 年度補正予算)

公募要領

平成 30 年 3 月 6 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、「AI システム共同開発支援事業」の公募を行います。

本事業は NEDO の「AI システム共同開発支援事業費助成金交付規程」に則り実施しますので、本公募要領と合わせて必ずご確認ください。

1. 件名

「AI システム共同開発支援事業」

2. 事業概要

(1) 背景及び目的

IoT(Internet of Things)やビッグデータ、人工知能、ロボット等の第 4 次産業革命による技術革新では、様々な業種、企業、人、機械及びデータ等が繋がり、新たな付加価値や製品・サービスを創出するとともに、高齢化や環境問題等の社会課題を解決することが期待されています。

「第 5 期科学技術基本計画」(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定)では、目指すべき社会として「超スマート社会(Society5.0)^{※1}」と、その実現のため、様々な「もの」がネットワークを介して繋がり、それらが高度にシステム化されるとともに、複数の異なるシステムを連携協調させる必要性が挙げられており、その実現により、多種多様なデータを収集・解析し、連携協調したシステム間で横断的に活用出来ることで、新しい価値やサービスが次々と生まれてくるとされています。また、「新産業構造ビジョン」(平成 29 年 5 月 30 日経済産業省発表)においては、「超スマート社会(Society5.0)」の実現に向けて、多様な人、組織、機械、技術、国家が繋がり、新たな付加価値を創出し、社会課題を解決していく産業の在り方として「Connected Industries」東京イニシアティブ 2017(平成 29 年 10 月 2 日経済産業省発表)というコンセプトが提示されています。この中では、「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」、「プラント・インフラ保安」、「スマートライフ」の 5 分野を重点取組分野として、取組みの加速化と政策資源の集中投入を図り、横断的な政策を推進し、リアルデータを巡るグローバル競争の中で我が国の勝ち筋を実現するとしています。

本事業は、こうした背景の下、上述の横断的な政策として、重点取組 5 分野におけるリアルデータを持つ事業会社と人工知能に関する先端的なソリューションや技術を持つ研究開発型ベンチャー(以下「AI ベンチャー」という。)との連携による AI システム開発を支援することで、日本が強みをもつ、現場のデバイスが分散協調的に動作するエッジヘビーコンピューティング等^{※2}による技術開発を促します。また、本事業実施にあたっては AI ベンチャーの潜在力が十分に発揮出来る形で、グローバル展開を見据えたデータ連携・共同事業を加速するため、コンセプト検証から導入に向けた研究開発等を支援します。

※1 必要なもの・サービスを必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細か

に対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会

※2 デバイスからネットワークを介したクラウド上での情報処理において、ネットワークを介することによる応答遅延や通信容量不足等の課題がある一方で、デバイスに近い場所(エッジ側)でデータを管理・処理することでリアルタイムの応答の実現、クラウドに上げるデータ量の削減等が期待されています。

(参考)

「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

「新産業構造ビジョン」(平成29年5月30日経済産業省発表)

<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170530007/20170530007.html>

「Connected Industries」東京イニシアティブ2017(平成29年10月2日経済産業省発表)

<http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171002012/20171002012.html>

(2) 事業内容

NEDO は、事業会社と連携して人工知能技術を活用したシステム検証等を実施でき、かつ事業化に向けた具体的な計画を持つ AI ベンチャーを公募し、外部専門家等による評価に基づく審査を行い、助成金を交付します。助成率は2/3、助成金額は2億円以内/事業期間です。

(3) 事業期間

原則として、交付決定通知書に記載する事業開始の日から平成31年3月20日までとします。(交付決定は、平成30年7月上旬を予定しています。)

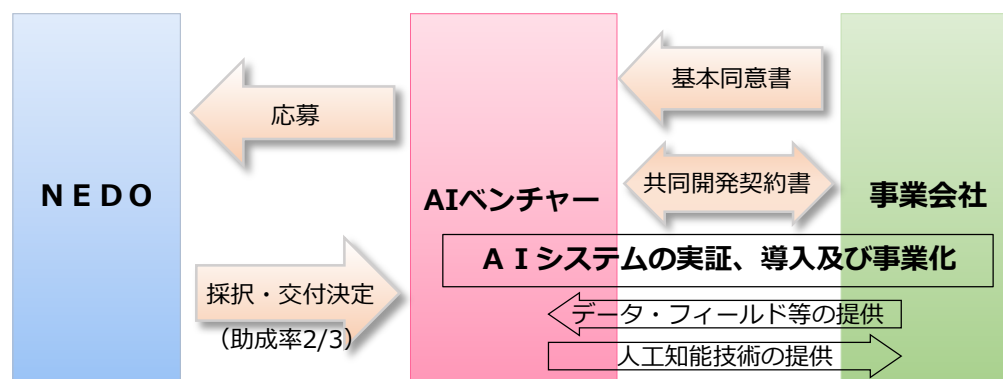
なお、交付決定に際しては、必要な申請書等を提出していただく必要があります。この申請書等の提出状況に応じて、平成30年7月上旬より前に交付決定がなされる場合があります。

(4) 事業規模

約24億円

状況によっては、増減する場合があります。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがあります。

(5) 事業スキーム図



(6) 交付規程について

本助成事業は NEDO が別途定める「AI システム共同開発支援事業費助成金交付規程」に沿って実施し

ます。本公募要領と合わせて NEDO ホームページよりご確認ください。

3. 応募要件

(1) 助成対象事業者の要件

代表となる AI ベンチャー1 社が助成対象事業者となります。連名での応募はできません。代表となる AI ベンチャーは、人工知能技術を活用した具体的な事業構想を持ち、事業会社と共同開発等を行う事業者であって、①～⑩のすべての要件を申請時から助成事業実施期間中を通じて満たす必要があります。

- ① 助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 助成対象事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めること。
- ③ 助成対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- ⑤ 技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
- ⑥ 本邦法人であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。※海外法人の場合は、採択決定から1か月以内に日本法人を設立すること。
- ⑦ 中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数※1)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員及び臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。
 ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(※2)の所有に属している企業
 ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(※2)の所有に属している企業
 ※2 本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わない。
 ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
 ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合(又は諸外国における同等のもの)

- ⑧ 大企業の持分法適用会社ではないこと。
- ⑨ 本事業において連携する事業会社との共同開発等に関する契約書の写しを採択決定から1か月以内(応募から採択までに提出も可能。)に提出すること。また、事業会社が本事業においてデータ・フィールド等を提供し、実証完了後には事業化へ向けた導入を推進することに同意することを書面で示した「基本同意書」(追加資料 2)を採択決定から1か月以内(応募から採択までに提出も可能。)に提出すること。当該契約書及び同意書は交付決定の場合有効とするという条件付きの内容も認めます。

- ⑩ ⑨に係る事業会社の出資による持株比率が 50%未満かつ非連結対象であること。なお、事業会社の出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限組合員としての所有に属する分を含みます。
- ⑪ 反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。

(2) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、本公募要領の『8. 助成事業の詳細 (1) 助成対象費用』及び AI システム共同開発支援事業費助成金交付規程第 6 条に示すとおりです。

(3) 助成率及び助成金の額

- ① 助成率 : 助成対象費用の 2/3
- ② 助成金の額 : 2 億円以内

(4) 助成対象事業

対象事業について、次の①～⑦の要件のすべてを満たすことが必要です。

- ① 人工知能技術を適用していること。
- ② 「Connected Industries」に示される 5 分野である「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」、「プラント・インフラ保安」及び「スマートライフ」のいずれかに関連する事業であること。
- ③ AI システムの活用に関わる実証内容が明確であること。
例えば、基礎研究要素が高く実用性の低いものや、既存製品(購入品)を利用しただけのもの等は主な対象ではありません。また、技術開発要素の検証を行ったうえで、実証を行う場合も申請可能です。
- ④ 競争力強化のためのイノベーションを創出するものであること。
- ⑤ 競争力のある事業計画を提示できること。
- ⑥ 当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況を NEDO に報告できること。
- ⑦ 助成事業の事務処理については、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

ただし、検討する AI システムは複数とする場合も認めます。この場合、提案する事業化において、関連性のある場合(一連のサプライチェーンを効率化するため、サプライチェーン内の複数の要素に対してそれぞれ AI システム化を行う等)に限ります。

また、提案する事業化パターンは複数である場合も可能とします。この場合、事業化までの達成の実現可能性を有し、助成対象事業者と事業会社との共同開発行為が実施可能とみなせる場合に限ります。

(5) 共同開発等を行う事業会社の要件

本事業は、実際の産業に新規的な AI システムを導入し、その効果に基づき、競争力の高い事業計画を推進することを目的としています。したがって、AI ベンチャーは、AI システムの効果を検証するために共同開発等を事業期間中に事業会社と連携して実施することを前提に、本事業へ公募しなければなりません。事業会社は、下記①～⑦の条件を助成事業実施期間中を通じて満たすことが必要です。なお、複数の事業会社と共同開発等を行う場合、複数の事業会社全体で下記①～⑤の条件を満たしていることとします。

- ① 原則として、本助成事業の成果に基づく AI システムを活用した事業化の推進に対して、経営層の意思決定がなされる状態にあること。
- ② AI システムの実証に必要な実際のデータや事業フィールド(施設, 従業員, 保有システム・データなどを含む)等を AI ベンチャーに提供できること。なお、事業フィールドは海外も含まれます。

- ③ 本邦法人であること。
※海外法人の場合は、採択決定から1か月以内に日本法人を設立すること。
- ④ 事業会社が実証においてデータ・フィールド等を提供し、実証完了後には事業化へ向けた導入を推進することに同意することを書面で示した「基本同意書」(追加資料 2)を採択決定から1か月以内にAIベンチャーへ提出していること。
事業会社が複数となる場合、上記の基本同意書は連携の主たる事業会社を含む最低1社以上(連名可)から取得してください。
- ⑤ 事業会社とAIベンチャーは、採択決定から1か月以内に共同開発等に係る契約書を締結すること。
なお、共同開発等に関する契約の締結に際しては、次の(ア)～(カ)に留意ください。
- (ア) 助成事業名の明記
共同開発等に関する契約の前文等に次のような文章を入れてください。
『株式会社〇〇(以下「甲」という。)と株式会社●●(以下「乙」という。)は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)の「AI システム共同開発支援事業」により助成金の交付を受けようとする事業「***** (助成事業名)」に係り、次の各条による共同開発契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。』
また、助成事業の対象期間に誤解のないよう、下記内容の文章も記載してください。
『なお、助成事業にかかる実施項目については、NEDO 事業の交付決定日以降の助成事業期間内とする。』
- (イ) 開発期間
本助成事業期間と同じ、もしくはこれを越えた期間とすること。
共同開発契約の終了日が本助成の終了日より前の場合、共同開発等の終了をもって、本助成期間は終了となります。共同開発期間を更新される場合は NEDO が内容を確認し、妥当と認められれば NEDO の本事業期間内の継続を認めます。
- (ウ) 開発内容
開発目標及び各社の開発実施項目が提案書と相違ないこと。
- (エ) 開発費用
互いの開発実施項目を遂行するに当たり必要な経費を記載すること。
- (オ) 成果の取扱い
データ利用権限に関する契約ガイドライン Ver1.0 に則り、共同開発等によって得られた成果、特に知財等の成果について、応分の扱いとすること。
※データ利用権限に関する契約ガイドライン Ver1.0:
<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170530003/20170530003.html>
- (カ) 秘密保持
交付決定時に本助成事業の概要や連携事業会社の名称が公表されますので、事前に合意しておく必要があります。さらに、AIベンチャーは NEDO に対して助成事業の成果報告の義務があることを踏まえておく必要があります。。
- ⑥ AI ベンチャーに対する出資による持株比率が、50%未満かつ AI ベンチャーを連結対象としない等、実質上 AI ベンチャーを支配していないとみなせること。
- ⑦ 反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って、提案書類一式を作成し、以下の提出期限までに専用Webサイトから提出してください。なお、提出期限前であれば、何度でも提案書類の再提出は可能です。

(1) 提出期限

平成30年4月4日(水)正午必着

(公募期間:平成30年3月6日(火)から平成30年4月4日(水))

期限までに到着しなかった提案書類は、いかなる理由であろうとも無効とします。

書類に不備等がある場合は審査対象となりません。「提案書類の作成にあたって」及び本公募要領を熟読の上、注意して記入してください(提案書類のフォーマットは変更しないでください。)

(2) 提出先

本公募ページに示されたWebフォームから提案書類一式をアップロードして、提出してください。

本公募ページ: http://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100167.html

5. 応募方法

助成金を希望する事業者は、下記に示す提案書類一式を NEDO に提出してください。

(1) 提案書類の様式の入手

下記の提案書類の様式等関係書類は、NEDOホームページの本公募ページからダウンロードすることができます。「提案書類の作成にあたって」に従い、提案書を作成してください。

本公募ページ: http://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100167.html

- ① 公募要領【PDF】
- ② 提案書類の作成にあたって(提案様式)【MS-Word】
- ③ 交付規程【PDF】
- ④ 実施方針【PDF】

(2) 提案書類

「提案書類の作成にあたって(提案様式)」のチェックリストに記載される書類をご準備ください。提案書類として提出された資料は返却いたしません。提案書類の受理後、メールで受理完了の旨をご連絡いたします。

(3) 応募に関する注意

- ① 本助成事業への応募者は、AIベンチャー1社でなければなりません。
- ② 応募者は必ず事前に e-Rad の登録を行ってください。
- ③ 同一応募者が異なるテーマにより複数の応募をすることは認めません。
- ④ 提案書は日本語で作成してください。また、審査は日本語で行います。

(4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

本事業への応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への申請手続きと、NEDOへの提案書の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、ご注意ください。なお、会社設立前のためにe-Radの登録ができない場合は、別途事務局にお

問い合わせいただき、その指示に従ってください。

① 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト
- e-Rad 利用可能時間帯: 平日、休日ともに0:00~24:00
(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク
電話番号: 0570-066-877
受付時間: 平日9:00~18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く

② 必ず事前に e-Rad の登録を行ってください。

概略は、以下の(ア)~(エ)に示すとおりです。(ア)及び(イ)の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です((ウ)及び(エ)の手続きは必要です)。

(ア) 所属研究機関の登録

応募にあたっては、応募時までe-Radに研究者が登録されていることが必要になります。応募者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録申請書をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

※[システム利用にあたっての事前準備]のページをご覧ください。

(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)

(イ) 研究代表者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください。

(ウ) 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷してください。この印刷物はNEDOへの提案書類として必要になります。

(エ) 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「確認・実行」ボタンを押さないとe-Rad上での登録が完了しません。

【注意事項】

- ・提案書類をNEDOへ提出する際には、e-Radに登録されている必要があります。応募の前に十分余裕をもってご準備いただき、提出締切日までに登録を完了するようお願いいたします。
- ・提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。
- ・申請書の受理状況は、「応募・受入状況画面」から確認することができます。

・e-Radへの申請は、応募者のみ必要です。連携先としての事業会社は必要ありません。

(5) 応募に関する問い合わせ先

この公募内容に関するお問い合わせは、下記まで平日 9:00～17:45 の間にご連絡ください。

問い合わせ先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)
イノベーション推進部 スタートアップグループ
AIシステム公募担当 井原、船橋、塚越、橋詰
〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階
TEL: 044-520-5173
FAX: 044-520-5178
メールアドレス: ai-startup@nedo.go.jp

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談してください。

(6) 公募説明会

本事業の内容、応募にあたっての手続き等について、公募説明会を行います。応募資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限り、ご参加ください。日程、会場は本事業のホームページ (http://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100167.html) に掲載されています。ご確認の上、事前の参加申込を行ってください。

6. 公募開始から交付決定までのプロセス

(1) 応募

- ① 事業会社との連携の枠組み、役割、連携後のビジネス展開について十分に協議を行い、提案書に具体的に記載し、NEDO に提出してください。
- ② 応募時点で、交付開始日以降に、事業会社の実証においてデータ・フィールド等を提供し、実証完了後には事業化へ向けた導入を推進することに同意することを書面で示した基本同意書(追加資料2)が有る場合は、提案書の表中に示す基本同意書の提出の有無チェック欄に有としてチェックし、基本同意書の写し(PDFファイル)を提出してください。応募時の基本同意書の提出は任意なので、提出しない場合は無としてチェックしてください。なお、提出がある場合は1次審査において良好な評価を得られる場合があります。さらに、基本同意書は、交付決定を受けるために必要な書類であるため、採択の決定の通知後1か月以内には提出していただく必要があります。
- ③ 応募日時点で、交付開始日以降に、事業会社と締結する共同開発等の契約書が有る場合は、提案書の表中に示す共同開発契約等の提出の有無チェック欄に有としてチェックして、写し(PDFファイル)を提出してください。応募時の契約書の提出は任意なので、提出しない場合は無としてチェックしてください。なお、提出がある場合は1次審査において良好な評価を得られる場合があります。さらに、契約書は、交付決定を受けるために必要な書類であるため、採択の通知後1か月以内には提出していただく必要があります。

(2) 1次審査～2次審査

- ① 公募締切後、提案書類に対して NEDO が外部専門家等による評価を踏まえた総合的審査を行います。まず、平成30年4月下旬までに1次審査を行い、審査を通過した事業者に対して通知を行います。

- ② 1次審査を通過した事業者に対して、平成30年5月下旬(土日を含む場合があります。)に2次審査を行います。2次審査には、AIベンチャー及び連携(予定含む)する主要な事業会社の各社から1名ずつ出席する必要があります。審査では、NEDOが経営的観点についての面談を行い、その後本助成事業への提案内容についてプレゼンテーションを行い、外部審査員からの質疑に対して回答していただきます。AIベンチャー及び連携する主要な事業会社の両社から出席が無い場合や本助成事業で提案する事業化に関わる経営戦略等を明確に示せない場合は、良好な審査結果を得にくい場合があります。面談とプレゼンテーションで使用する資料は、1次審査通過の通知から約1週間後に提出していただくため、資料の内容についてはあらかじめ検討しておく必要があります。面談とプレゼンテーションの概要は以下の通りです。

【面談】

応募時に提出していただく直近2年の経営状況を示す書類等に基づきAIベンチャーの財務情報を評価し、さらに本助成事業での実施内容に対して発生する経費(→8. 助成事業の詳細)の内容を審査します。経費は、1次審査通過の通知から約1週間後に提出していただく「経費内訳書」を用いて審査します。経費内訳書は、本事業の公募ページ(http://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100167.html)からその様式をダウンロード(平成30年3月中旬以降にダウンロード可能)して、具体的に抽出した実施事項に対して積みあげた経費とそのうち外注する経費についての情報を記入していただきます。記入後は、提案書類の提出方法と同様の方法で提出していただきます。提出しない場合は、良好な審査結果を得にくい場合があります。

さらに、その他の補助金等の重複受給を避けるために、その他の補助金制度の受給または受給予定の状況を記入する「その他の補助金制度との関係等」の様式をダウンロードし、作成、提出していただき、面談にてその内容を確認します。

【プレゼンテーション】

連携(予定含む)による開発実施内容と提案する事業内容についてのパワーポイント資料を用いて、AIベンチャーと主要な事業会社それぞれから、合計で10分程度のプレゼンテーション(AIベンチャー:約8分、主要な事業会社:約2分)を行っていただきます。

パワーポイント資料は、本事業の公募ページ(http://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100167.html)からその様式をダウンロード(平成30年3月中旬以降にダウンロード可能)して、以下に関する内容を記載し、1次審査通過の通知から約1週間後に提出していただきます。提出方法は、提案書類の提出と同様です。提出しない場合は、良好な審査結果を得にくい場合があります。

(AIベンチャー側のプレゼンテーション内容)

- ・顧客のペイン、課題及び市場規模
- ・最終的目標を達成するまでの技術開発計画
(助成期間を超える計画となってもよい。)
- ・開発技術の新規性と競争力
- ・本助成事業内での開発計画と実施内容(実証事項等)
- ・本助成事業における事業会社との連携を示す体制図
- ・事業会社と連携して開発した成果物の権利の共有方針
- ・提案する事業化の推進及び展開計画

(AIベンチャーとしての成長、連携先を含む事業会社等の成長を含む。連携する事業者間のみにとどまらず、広く提案する事業を展開する計画を示すこと。)

- ・本助成事業の対象となる経費の用途(外注先リストを含む)

(事業会社側のプレゼンテーション内容)

- ・事業会社の中長期の経営方針や経営戦略等に対する今回の提案内容の位置づけ

※ダウンロードしたパワーポイントのプレゼンテーションファイルの様式は、上記のプレゼンテーション項目を示しています。それらの項目をプレゼンテーションしない場合、審査で良好な評価を得にくい場合があります。

- ③ 応募時に「基本同意書」(追加資料 2)又は共同開発契約書の写しを提出しておらず、1次審査通過後に提出する場合は、1次審査通過の通知から約1週間後に、本公募ページに示されたWebフォームから提出していただきます。提出は任意ですが、提出する場合は、2次審査にて良好な評価となる場合があります。なお、応募時に提出していれば、改めて提出する必要はありません。
- ④ 1次審査通過後に、必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

(3)2次審査後～採択～交付

- ① 2次審査結果に基づき、助成予定先の採択決定及び通知を行います。採択決定は、平成30年6月上旬頃の予定です。審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は申請を取り下げることができます。なお、採択決定は助成金の交付決定ではありません。
- ② 採択決定後、2次審査で使用した経費内訳書をNEDOが精査します。精査後、提案内容と経費等を記載した助成金交付申請書を作成し、提出していただきます。経費の精査後に総額が減額する場合があります。また、提案の内容の修正を求める場合があります。
- ③ 採択の決定の通知後1か月以内に、助成金交付申請書が提出され、かつ基本同意書(追加資料2)と共同開発等に関する共同開発契約書のNEDOへの提出が確認でき、応募内容と齟齬がないことが確認され次第、NEDOは交付決定の手続きに入ります。上記確認プロセスが完了しない場合は、交付決定は行われません。AIベンチャーや主たる事業会社が海外法人である場合は、上記確認プロセスのなかで、国内法人化したことを示す確証類として登記書等を提出する必要があります。
- ④ 各条件等の確認後、所定の文書手続きを経て、採択決定の通知から、必要書類の確認の進捗に応じて順次、NEDOが助成金の交付決定を通知します。平成30年7月上旬(予定)に交付決定された一部の申請情報を公表いたします(AIベンチャーの会社名、連携する事業会社名、助成事業の名称及び助成事業の概要、10.(2)②参照)。助成事業は、交付決定通知書に記載する事業開始日以降に開始することができ、それ以前の経費は助成対象として計上できません。
- ⑤ 不採択の場合、不採択理由を添えて、その旨を通知いたします。

7. 助成先の選定について

(1)審査の方法について

- ① NEDOは、応募要件に関する審査の後、一次審査として外部有識者を活用した書面審査を行い、二次審査への通過者をお知らせします。二次審査では、外部有識者で構成される審査委員会が行います。
- ② 審査は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2)審査内容

- ① 応募要件に関する審査

NEDOは、本事業の目的への適合性、「3. 応募要件」に記載されている要件を満たしているか、及び「9.

禁止事項及び不正防止について」に該当していないかを審査します。「3. 応募要件」と「9. 禁止事項及び不正防止について」を満たさない場合、原則として以下の評価の対象となりません。

② 審査評価項目

審査は下記の観点から行われます。

(ア) 技術評価

- 1). 社会的課題の解決を背景に見据えながら、グローバルに展開する視点に基づき、技術開発を実施する能力を有すること。
- 2). 提案されたテーマの技術内容について、具体的な技術シーズが活用可能であること(応募者自らが特許若しくはノウハウを保有している等)。
- 3). 技術上又は知財権上、競合等による模倣が困難又は時間を要すること。
- 4). 開発目標となる技術に将来性や革新性があり、一定の競争力の維持が期待できること。
- 5). 人工知能に関わる技術をベースとして、特に分散している様々なデータを統合し新たなビジネスモデルの提案に挑戦する技術開発を志向していること。

(イ) 事業性評価

- 1). 顧客のペインと事業者が提供しようとするソリューションが明確で、ビジネスの確からしさが十分にあること。
- 2). 支援期間終了後概ね3年以内にAIシステムを活用した事業化が達成・進展される可能性が高いことを示す具体的かつ確かな計画であり、予想されるリスク(市場変動、技術変革等)等への対策が盛り込まれていること。
- 3). 事業化後は、国内外の経済への影響が大きく、新規産業や新規市場の創出に貢献するものであること。
- 4). 確度の高い共同開発を通じた迅速な事業化の達成を意図しながら、より広範な市場をみすえた事業を目指している内容であること。

(ウ) 連携内容評価

- 1). 助成対象となる開発について、事業会社との共同開発等を実施する体制が組まれていること。
- 2). 共同開発等が事業化を促進するものであって、事業会社のみならずAIベンチャーのビジネスの拡大(将来のM&Aの見込みを含む)が期待できること。
- 3). AIシステムを実際の産業に組み込んで事業化することに対して強い意志を有する連携であること。

8. 助成事業の詳細

(1) 助成対象費用

助成対象となる費用は、入念な事前確認を通じて適切な額としたうえで、交付決定後に大きな費用の減額を生じない内容にする必要があります。

助成は、AIベンチャーのみに対して行われます。助成の対象となる費用は、AIシステムの検証と実証の段階に関わる開発やF/S調査(開発の目標に調査内容が記載されていることが前提)に係る下記の経費であって、開発に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する(汎用のもの、本事業以外にも使用するものは助成対象外です。)機械装置等経費、外注費、労務費及びその他経費です。

AIベンチャーと事業会社との共同研究費(共同開発費も含む)は助成対象ではありません。また、AIベンチャーとの協業に関連せず、事業会社のみが負担すべき経費(例えば、事業会社のみに係る人件費及び事業化のみに要する開発要素を含まない経費等)は認められません。

助成対象と認められる経費については、全ての経費は、AIベンチャーが必要と認めたとうえで、NEDOに対して請求を行う必要があります。共同開発等の連携先の事業会社への外注及び物品等の購入に関しては、助成金交付申請書に明記して提出し、または必要理由書を事前に NEDO に提出し、認められた場合には経費として計上することができます。

(※)本助成事業において「事業化」とは、助成事業の成果を利用して、販売又はライセンスアウト等により収入が発生することをいいます。

(※)事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)については、無償又は有償の場合には製造原価以下にて実施するものとします。なお、有償とする場合、製造に係る人件費、原材料等は助成対象費用とはなりません。

費目ごとの内容は次のとおりです。

① 機械装置等費（生産設備は対象外）

(ア) 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

(イ) 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。

(ウ) 保守・改造修理費

助成事業で購入したプラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修理(主として現状に回復する場合)に必要な経費。

(※)なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の用途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。

② 労務費

(ア) 研究員費

申請書の開発体制に登録された助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等が、助成事業に遂行のために直接従事した時間分の人件費。研究員は、本助成事業において開発を実施する人員を指します。なお、NEDO が認める助成事業に係る助言(メンタリング)授受及び NEDO 主催研修等への参加も助成事業への従事として計上することができます。

(イ) 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記(ア)研究員費に含まれるものを除く。)

(※)補助員単価は、補助員1人あたり12,900円/日を上限とします。また、当該補助員が健保等級を有する場合は、14,950円/日を上限とします。なお、労務費は健保等級に基づく労務費単価を用いて算定してください。

(※)健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照ください。

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

(※)本助成事業で使用する労務費の請求単位は「時間単位」のみとします。

(※)事業会社から出向で受け入れた人員については研究員登録はできますが、労務費を計上することはできません。

③ その他

(ア) 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

(イ) 旅費

- 1). 助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。
- 2). 研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

(ウ) 外注費

助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。

※本事業における連携先の事業会社等に対する外注に掛かる費用は、全体の経費の 50%未満でなければなりません。

(エ) 諸経費

上記の(ア)～(ウ)のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。

(2) 交付決定から助成金の交付までのステップ

- ① 交付決定は、採択決定日から平成 30 年 7 月上旬(予定)にかけて順次行われます。
 - ② 交付決定を受け、助成事業開始後は、計画した目標に向かい、スケジュールに従って、成果を達成するよう努めてください。助成金の交付は、AI ベンチャーに対して行い、当該 AI ベンチャーに対して精算払いを行うことを原則としています。ただし、必要があると認められる場合は、支払い実績等に基づき概算払いを行います。
 - ③ 助成事業では適切な費用計上が求められます。そのために、次の指導及び検査を行います。
- (ア) 経理指導: 助成事業開始後数ヶ月以内に適切な費用計上について NEDO 検査員が指導します。
- (イ) 中間検査: 事業期間中に適宜状況に応じて実施します(回数も事業実施状況による)。
- (ウ) 確定検査: 事業終了後(平成 31 年 3 月 20 日までのいずれかの日)に行います。経費及び成果報告書を確認し費用を確定します。
- ④ 詳細日程は交付決定後、その都度ご連絡します。また、その他 NEDO から様々なご案内をさせていただきます。
 - ⑤ 交付規程第 9 条の他に、交付にあたり新たに条件を付加する場合があります。

(3) 採択決定等の取り消し

- ① 採択決定日から 1 ヶ月以内に事業会社との共同開発等に関する契約書や実証と導入推進への基本同意書を確認できなかった場合など採択時に付した条件を満たせなかった場合には、助成予定先としての採択決定を取り消すことがあります。
- ② 申請内容の虚偽や助成金の重複受給等が判明した場合及び報告書の提出義務等の交付条件が果たされない場合には、交付決定後又は助成金交付後であっても、交付規程に基づき交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また企業名の公表が行われることがあります。

(4) 取得財産の管理

- ① 本事業における取得財産の所有権は助成事業者である AI ベンチャーにあります。これを処分しようとするときは、あらかじめ NEDO の承認を受ける必要があります。
- (※) 助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、NEDO が別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外(他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等)に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分(目的外使用)することにより収入金があった時は、NEDO の請求に応じ

収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

- ② 助成事業者である AI ベンチャーは、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後 5 年以内に出願、取得、譲渡若しくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。
- ③ 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。
(※)圧縮記帳：新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。
- ④ 助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(AI システム共同開発支援事業費助成金交付規程第16条)

(5)「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の開発活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に係る経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目(消耗品費、旅費、借料等)にそれぞれ計上してください。

- ① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。
- ② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分し計上してください(この場合、算出根拠を明確にしてください)。本活動に係る支出の可否は、開発活動自体への影響等も勘案して判断します。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

(6)本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第 9 条第 1 項二十一号及び第 23 条第 2 項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は事前にNEDOに報告をしてください。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の 3 週間前に報告を行うものとします。
- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体(電子メール等)による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

【記載例】

○「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

○「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

(7)事業期間終了後について

- ① 助成事業者であるAIベンチャーは、助成事業終了後2年以内に、本助成事業における助成金交付申請書へ記載した事業化の推進を断念する場合は、その理由を記載した理由書をNEDOに提出する義務があります。
- ② 助成事業者であるAIベンチャーは、事業期間の終了年度の翌年度以降5年間、毎年、AIシステムを活用した事業化状況報告書をNEDOに提出する義務があります。
- ③ 収益納付は、当該事業成果を活用して達成した事業化を通じて、助成事業者が得た利益の5%(条件によっては10%)、最大額は助成金確定額(最終年度の確定検査後に確定した額であって交付決定額ではない)、また、期間は最長5年となります(詳細は交付規程参照)。
- ④ 事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了事業者評価委員会を開催します。助成事業者の皆様には資料の作成及びプレゼンテーションを行っていただきます。本助成事業の成果概要は対外的な報告会等にて発表していただく場合もあります。

9. 禁止事項及び不正防止について

(1)本事業内の重複申請

同一事業者がテーマの異なる複数の応募をすることは認めておりません。

(2)重複助成の排除

「応募者」、「共同開発等先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。

(注)「不合理な重複」とは、

同一の申請者(研究者)による同一の技術開発課題(助成金が配分される技術開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の助成金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の技術開発課題について、複数の助成金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の助成金と実質的に同一の技術開発課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の技術開発課題の間で、技術開発費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(注)「**過度の集中**」とは、

一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される技術開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該技術開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な技術開発費が配分されている場合

○不必要に高額な技術開発設備の購入等を行う場合

- ① 同一の技術開発課題についてすでに他の助成金等を受けている場合、本事業への申請はできませんが、応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です(ただし下記②に留意のこと)。
- ② 採択決定の前に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況(制度名、申請者名、技術開発 課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を提案書類等に記載していただきます。なお、提案書類等に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。
- ④ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

(※)府省共通研究開発システム(e-Rad)に関しては、「5. (5)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録」を参照してください。なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。 ※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年度機構達第 1 号。平成 16 年 4 月 1 日NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。 ※2)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

① 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

(ア) 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

(イ) 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。

(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)

(ウ) 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降

1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）

(エ) 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも(ア)～(ウ)の措置を講じることがあります。

(オ) 不正使用等の行ために対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

(ア) 本事業の助成金交付に当たり、各助成事業者は標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

(イ) 体制整備等の実施状況について、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

(ウ) NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

※1 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください

経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください

NEDOホームページ

<http://www.nedo.go.jp/content/100103875.pdf>

(4) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日平成19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

① 本事業において不正行為があると認められた場合

(ア) 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

(イ) 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)

(ウ) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以

降1～3年間)

- (エ) 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等の情報を提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記(ウ)により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- (オ) NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

※3 研究不正指針についてはこちらをご参照ください

経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/shishin.pdf

※4 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください

NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp/content/100103881.pdf>

(5) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は次のとおりです。

通知先

NEDO 検査・業務管理部

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階

TEL: 044-520-5131

FAX: 044-520-5133

メールアドレス: helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ: http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日: 9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

10. 留意事項

(1) 技術レベルの優れたAIベンチャーの公開

NEDOは、本助成事業の採択の有無に関わらず、審査を通じて技術レベルが優れたAIベンチャーを評価し、表示します。この評価及び表示は、NEDOのWebページ内に選ばれたAIベンチャーの会社名を公開することで行われます。この公開に同意しない応募者は、提案書中の公開を希望しない旨を表示する個所にチェックをいれてください。公開を希望しない場合は、評価及び表示は行われません。会社名の公開は、採択決定を待たずに行う場合があります。

(2) 応募情報の管理

① 提出物の管理

提案書類等は、助成事業の審査のために使用します。このため外部専門家に提案書類等を郵送等にて送付する場合があります。なお応募者からの提出物の返却はいたしません。

② 申請情報の公表

交付決定された申請案件については、申請者の企業名、事業会社の企業名、助成事業の名称及び助成事業の概要を NEDO ホームページ上で公表します。

不採択の場合は、応募者の企業名、事業会社の企業名、事業の名称及び事業の概要を含めて提案書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に応募者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

(3) 主任研究者について

研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のために利用されます(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。

本助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴を主任研究者研究経歴書(提案書類の作成にあたって(提案様式)に示す追加資料 3))に記入し提出してください。また研究員が主任研究者を兼ねることも可能です。記入にあたっては、以下①～②に注意して記載して下さい。

① 研究開発経歴(現職含む)

「過去の研究実績(参画プロジェクト)」については、自社独自のプロジェクトのみならず過去に参画した NEDO プロジェクト等も含めて記載してください。また、大学への派遣や他の企業／研究機関での勤務経験なども併せて記載してください。

② 受賞歴、当該研究開発に関する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等(外国出願を含む)

当該研究開発プロジェクトに関連する研究成果を記載してください。研究成果を示すものとして、「論文(研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可)」、「研究発表(学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可)」、「特許(外国出願を含む)」等がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者でも可です。

※「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち1つについて当該分野に関する研究成果を示す記述があることが必要となります。これらが無い研究者においては、「その他」項目に当該プロジェクトを遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技能者や分析担当者・技術動向調査担当者等において、「論文」「研究発表」「特許」等が無い場合については、当該人物が研究に不可欠である旨を有する技能や経験に関連付けて記述してください。

(4) 秘密の保持

- ① 提案書類等は、本事業の助成対象の選定のみで使用します。評価者には守秘義務がありますが、応募者が非公開としたい内容は記入を省いてください。ただし、非公開の内容が多くなると、評価者の判断材料が不足し、評価が低くなるおそれがありますので注意してください。
- ② 取得した個人情報については、開発等実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)
- ③ e-Radに登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施

期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

(5) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- ① 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

(※) 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に「1. 炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)」と「2. リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)」から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- ③ 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ④ 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

(ア) 経済産業省:安全保障貿易管理(全般)

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)

(イ) 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

(ウ) 一般財団法人安全保障貿易センター

<http://www.cistec.or.jp/>

(エ) 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(6) 優遇措置

本助成金事業は、新しい経済対策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)にて示されたStartup JAPAN(仮称)において、推薦委員からの推薦を受け、外部審査委員会を経て認定される企業に対して、審査にて一定の優遇措置を講じます。

以上